

クライアント名 _____
ケース番号 _____
日付 _____
郡 _____
郡の電話番号 _____

受給者のCalWORKsケースに関する規則が変更しました。 **必ずお読みください。**

あなたのケースには、現在受給資格のある成人への支援が含まれるため、_____（日付）より、CalWORKs（カリフォルニア州就業の機会と子供に対する責任）ケースの報告は年1回から年2回に変更します。年2回の報告では、年1回の代わりに年に2回報告する必要があります。その報告書の1つが年間再判断/再承認申請書（SAWS 2 PLUS）となります。SAWS 2 PLUSの提出6ヵ月後に、郵送される年2回の受給資格ステータス報告書（SAR 7）に期日も記載されます。次回の報告書（SAWS 2 PLUSまたはSAR 7）の期日まで、世帯で入居または退去した者を報告する必要はありません。年2回の報告書でも所得報告閾値（Income Reporting Threshold, IRT）の規則は同様に適用されます。IRT以上の所得を報告する場合、郡では給付を減額または停止することができます。

この通知には年2回の報告要件の詳細が記載されています。報告内容や報告時期に関する質問は、郡担当者またはワーカーに電話で問い合わせてください。

CalFresh（旧フードスタンプ）の報告要件への変更については別途、通知が送付されます。

報告の規則

年1回の報告書では、給付の年間再判断申請書の記入のみが義務付けられていました。年2回の報告書では、年間再判断申請書のほか、SAR 7を年1回（年間再判断申請書の提出から6ヵ月後）提出する必要があります。SAR 7は受給者に郵送されます。

年1回の報告書同様、再判断の期日の時期には、予約の通知が郵送されます。再判断の予約に出頭せず、その月末までに埋め合わせがされない場合、支援は停止します。

例：あなたは3月18日に、再判断の予約が4月4日である旨が記載された通知を郡から受け取りました。予約に出頭せず、4月末日までにその埋め合わせが行われない場合、4月30日をもってケースが停止されます。

所得報告閾値 (Income Reporting Threshold, IRT) の規則

年2回の報告書でも同様に、10日以内に所得額を報告する必要があります。月の総所得がIRTを超過した場合、10日以内に郡に所得を報告する必要があります。「月の総所得」とはあなたが取得する金銭を指します。郡からあなたのIRTが提示されます。年2回の報告書でも、IRTは総所得と家族構成員の数に基づいて計算されます。所得がIRTを超過する場合、給付が減額となったり、支援が停止することがあります。

例：あなたのIRTが\$1000で、\$800の所得を得る場合、次回の報告（SAR 7またはSAWS 2 PLUS）まで変更を報告する必要はありません。\$1001以上の所得がある場合、10日以内に担当者まで報告する必要があります。その所得が継続する場合、10日前までの通知により、キャッシュエイド給付は減額または停止となります。

義務的な報告の規則

年2回の報告書でも、ほとんどのCalWORKsの義務的な報告の規則は年1回の報告書と同様です。年2回の報告の規則では、変更後10日以内に次の変更を口頭または書面で報告しなければならないと定められています。

- IRTを超過した所得
- 住所の変更
- 重犯罪から逃亡中、または
- 執行猶予または宣誓釈放の違反

任意報告の規則

年2回の報告書ではCalWORKsの任意報告の規則への変更はありません。給付の増額につながる情報（所得の減少、無所得者の同居開始など）を任意で報告することができます。給付の減額となる事項を任意で報告する場合、郡では次回の義務的な報告の際にその情報を報告するまで、給付の減額はありません。

Welfare-to-Workの報告の規則

Welfare-to-Work（福祉から就業へ）のサービスを受ける場合、郡から要請されるその他すべての報告書や証明書は引き続き提出しなければなりません。養育費、交通費、書籍代などのサービスを継続的に受けるためにはこの証明書を提出する必要があります。